

# Gビズポータルの機能について

令和8年2月13日 デジタル庁

# Gビズポータルについて

令和8年3月下旬に、Gビズポータルのα版のリリースを予定しています。  
GビズIDと連携した事業者向け行政サービスの窓口となるポータルサイトを提供します。

## 住民向け行政サービス

2022年

まずは、個人向けの  
**デジタル手続の  
窓口をひとつに。**

オンライン窓口

マイナポータル

本人確認

マイナンバーカード



※イメージ

## 事業者向け行政サービス

2026年3月下旬

つぎに、事業者向けも  
**デジタル手続の  
窓口をひとつに。**

オンライン窓口

Gビズポータル

事業者確認

GビズID



※イメージ

# Gビズポータル の 3 大機能

事業者向けの行政手続をひとつに。

## ①横断検索



一ヶ所で探せる

行政手続棚卸調査等の情報や  
生成AIを活用し行政手続情報と  
補助金情報の検索が可能

## ②電子ロッカー



一ヶ所でやりとりできる

申請書類のやりとりをデジタル化  
申請者、士業者、行政機関等の間での  
事前相談や修正依頼の体験を効率化

## ③手続ジャーニー

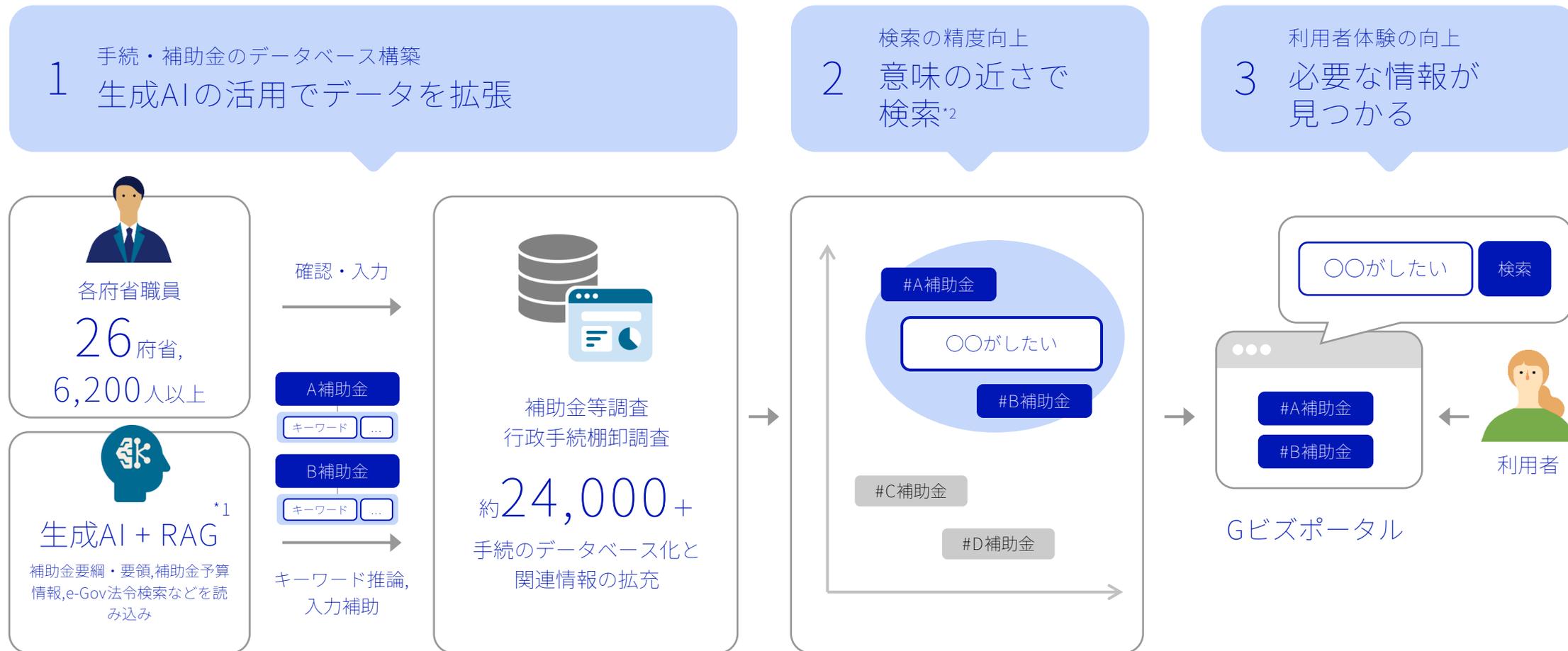


一連の手続を迷わず進める

制度所管省庁を問わず複数の  
必要な手続を一覧で案内  
必要な手続を迷わず進められる

# ①横断検索 | 特徴

## 26府省横断・約24,000手続を生成AIの活用で見つかりやすく

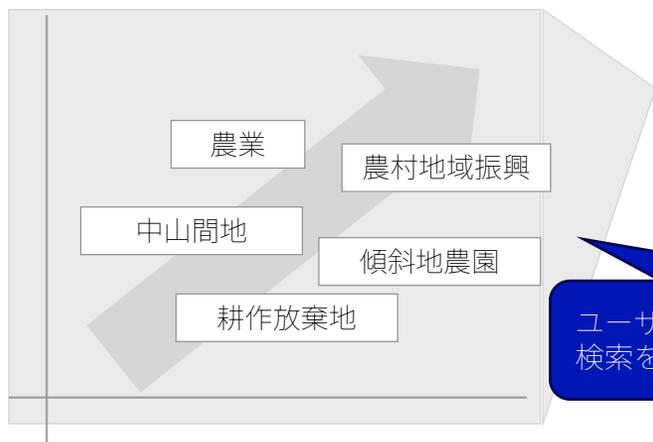
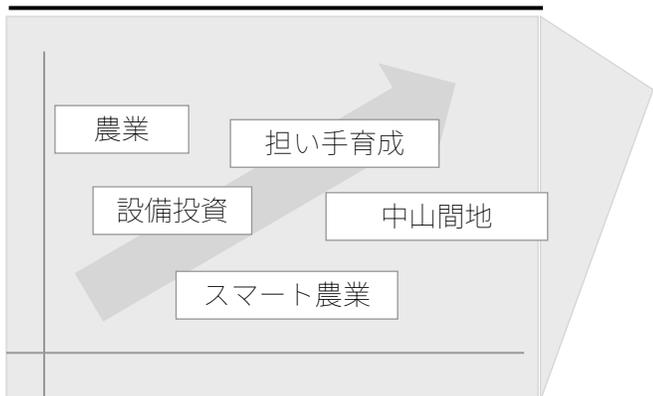


\*1: 大規模言語モデルが外部知識を検索し活用する仕組み, \*2: ベクトル検索。単語や文章を数値化し、意味の類似度にもとづき検索する技術

# ①横断検索

これまでの行政手続や補助金情報は、単純な単語の一致による検索が中心で、利用者にとって見つけにくいことも。Gビズポータルでは、生成AIによる事前の推論を活用し、検索時に、関連する補助金が見つかりやすいように情報を補完する。各補助金メニューの名称を知っていなくても、利用者が求めている補助金情報にたどり着けるようにする。

## ユーザーの入力値の解釈



検索キーワード

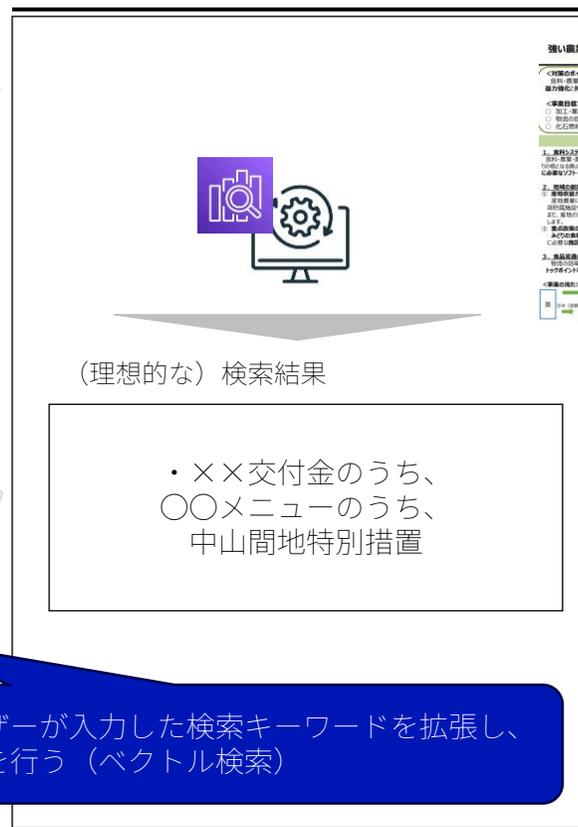
小型トラクター



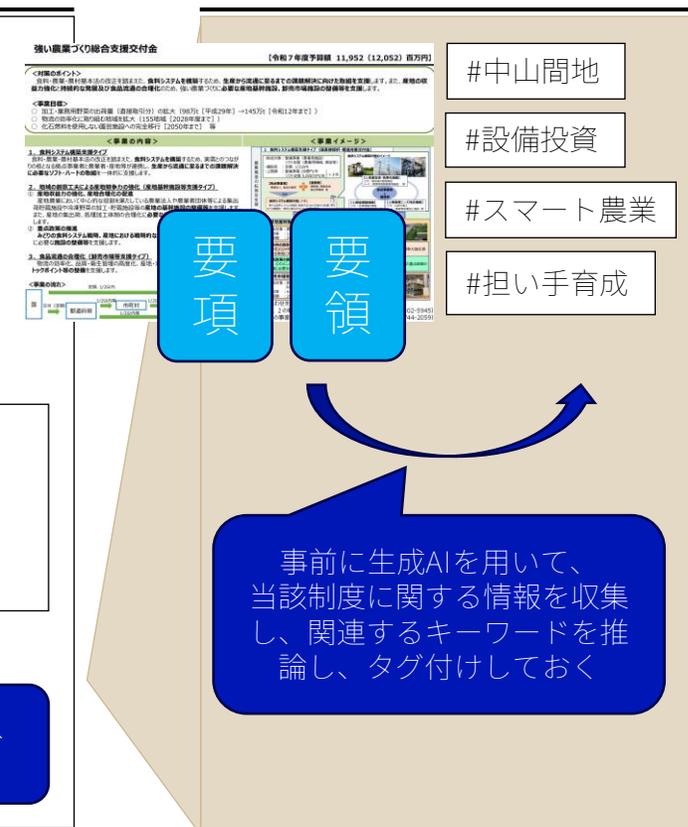
検索キーワード

丘陵地 交付金

## 検索ロジック



## 手続への事前タグ付け



Gビズポータル

手続データベース

# ①横断検索：画面イメージ

## 検索トップ画面

①公開中の補助金（Jグランツで公開している情報）、②昨年度の補助金、③行政手続をそれぞれ検索することが可能。生成AI由来の情報は、②昨年度の補助金と③行政手続の検索で表示する。

[ホーム](#) > [手続きを探す](#)

# 手続きを探す

生成AI由来の情報を表示  OFF  ON [? 生成AI由来の情報とは？](#)

**公開中の補助金**  
(Jグランツで公開中)

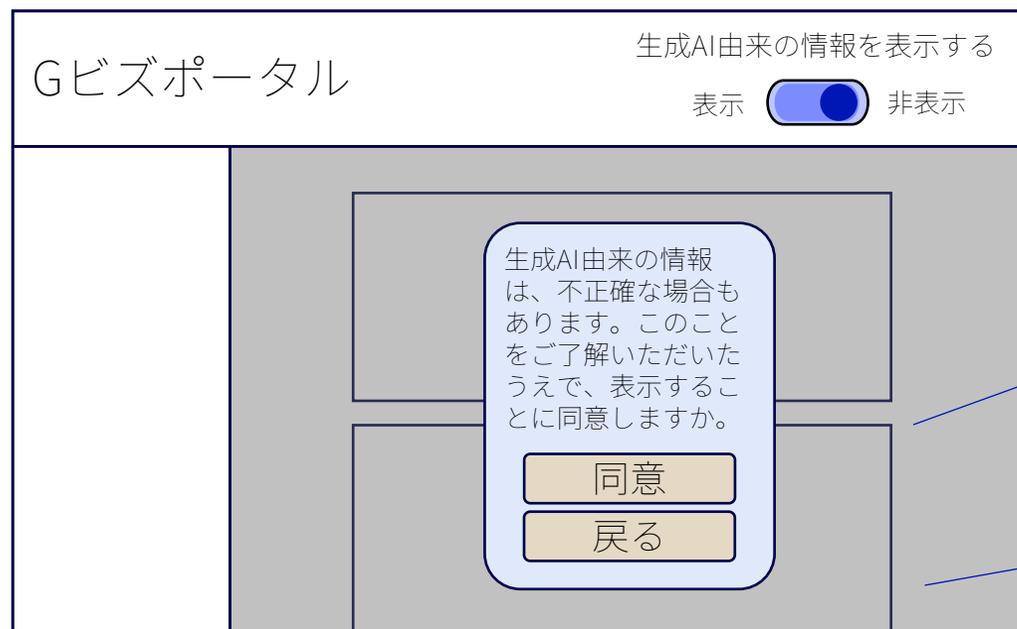
昨年度の補助金

行政手続き

探したい手続きの種別を選択し、キーワードを入力することで検索ができます。(例：生産性向上、IT、販路拡大など)

▼ 詳細検索

# 生成AIが生成した情報を政府のWEBサイトに大量に掲載するにあたり… (案)



```
<body>
  <div>
    一つ目のボックスの中身
  </div>

  <div data-ai-generated="true">
    生成AIから出力された情報を含むボックス
    ...記事の中身...
  </div>
</body>
```

## 対人間

生成AI由来の情報はデフォルトでは表示されないようにし、「同意」操作を含める。

(例：インターネットで酒類や一部の医薬品の購入ページに行く前に表示されるポップアップ)

## 対ボット

主要な生成AIは、ボットを用いて様々なWEBサイトを閲覧し、学習に用いている。

go.jpドメインのWEBサイトに掲載されていると、ボットが「公式発表の、誤謬のない情報」と誤認する可能性があるため、HTMLソースレベルでも明示。

## ②電子ロッカー | 特徴

申請書類のやりとりをデジタル化し、安全性と効率の向上に寄与



# 行政手続棚卸調査結果を踏まえた事業者向け行政手続のオンライン化に関する仮説、着目点

各行政手続に活用を促すべき、デジタル庁が提供する共通機能・サービス（Gビズポータル、e-Gov等）を整理。

それぞれの領域に応じた支援の在り方を整理した上で、制度所管省庁と連携して、オンライン対応を推進することを検討。

手続種類数

9000

8000

7000

6000

5000

②システム化によって効率的なオペレーションが求められる手続  
→既存システムがない場合、e-Govなどデジタル庁の提供する汎用手続システムの利用を促す。

③年間処理件数が多いため所管省庁で既存システムが利用されている手続  
→既存のシステムに対して、GビズIDや法人ベースレジストリなど共通機能の活用を促す。

①年間件数が少ないため主にメールで処理されている、もしくは電子化されていない手続  
→メールと合わせてGビズポータル電子ロッカー機能の利用を促す。

1000

0

182 (83.9%)

676手続

100万件以上

10万件以上~100万件未満

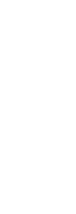
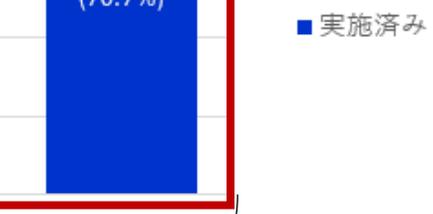
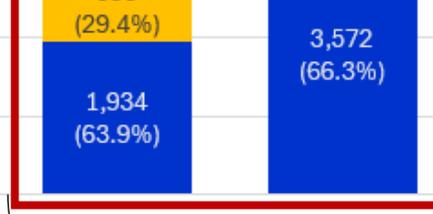
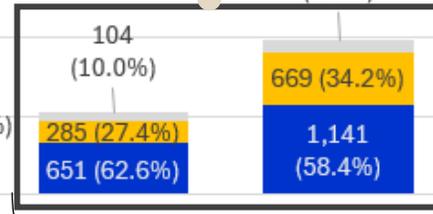
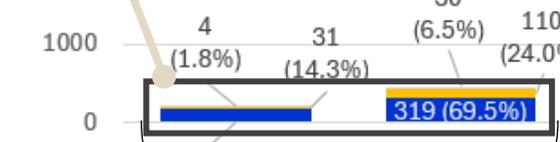
1万件以上~10万件未満

1,000件以上~1万件未満

100件以上~1,000件未満

10件以上~100件未満

1件以上~10件未満



オンライン化実施状況

- 適用除外等[\*]
- 未実施
- 実施済み

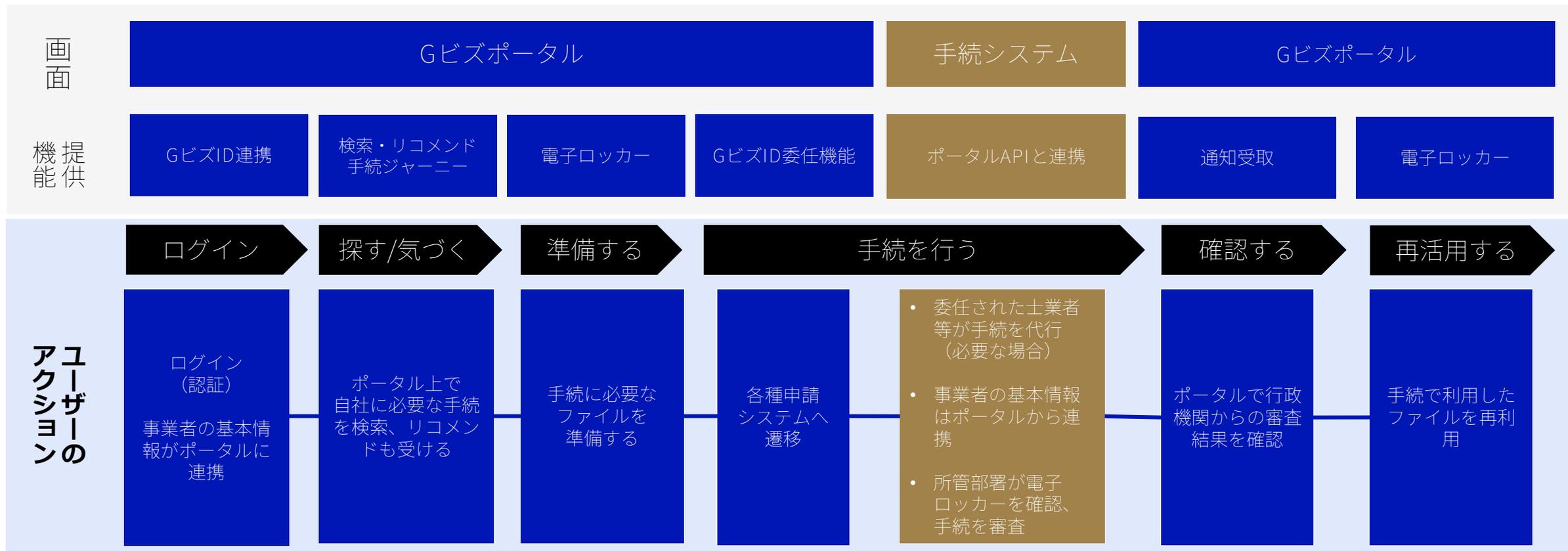
年間手続件数

0件or不明  
55,336手続

[\*] 適用除外等: 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第10条第1項に基づき、オンライン化になじまない手続として、政令で規定する適用除外の対象手続である場合」等を指す

# Gビズポータル提供機能について

Gビズポータルと各種機能を連携させることで、事業者向けの手続**全体の体験**をよりスムーズに。  
**手続の電子申請率を向上**させ、手続システムの**費用対効果**を改善するとともに、行政側の負担も軽減。



※R7年度a版に搭載予定以外の機能も含む

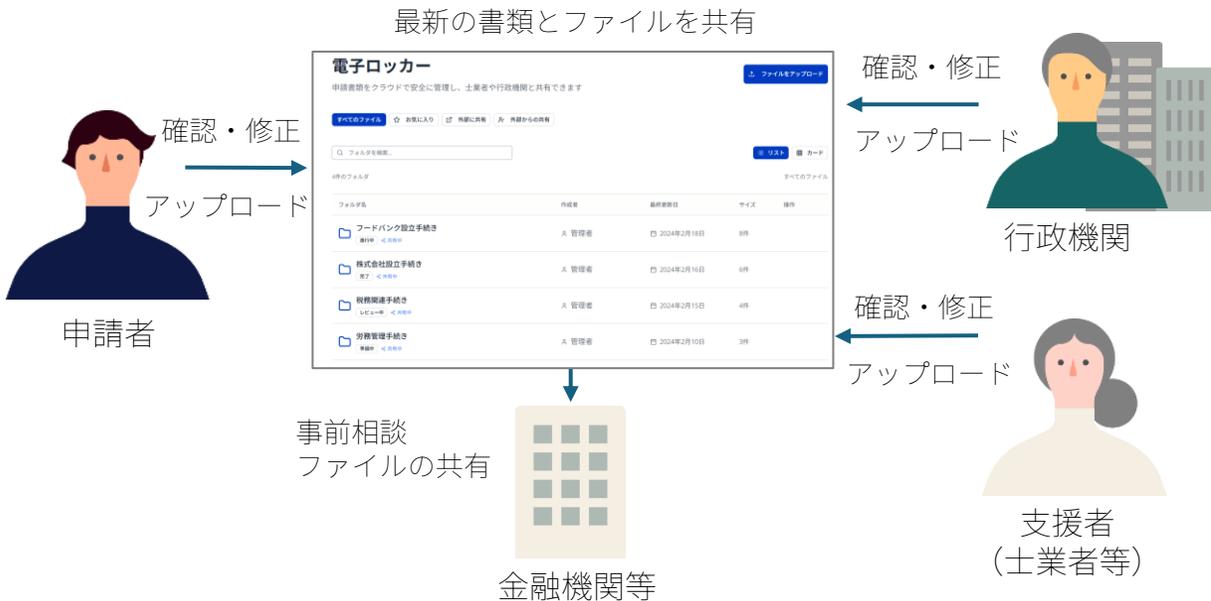
## ②電子ロッカー機能を活用したやりとり

電子ロッカー機能は、これまで紙やメールで行われていた申請書類のやりとりをデジタル化し、安全性と効率の向上に寄与する。また、電子ロッカー機能に併設したコメント機能を利用することで、事前相談や修正依頼のやりとりが可能となる。

### 電子ロッカーの利用用途と利点

電子ロッカーを活用することで、申請者と行政機関の両方にとって安全で効率的なやりとりが可能に。

- 最新のファイルを行政機関や支援者と共有し、書類の事前確認や修正が行える。
- 関係者が収集したファイルをアップロードし、必要書類の状況を確認できる。
- 融資等に要する書類を集めて、金融機関等への資料の提出や共有も可能になる。
- 事業者はGビズIDでログインするため、行政機関等が本人確認を容易にできる。
- 電子署名を付与した電子ファイルを提出することで原本性を担保できる。



電子ロッカーを活用した書類のやり取り

### 相談用フォルダ

[フォルダ画面にもどる](#) 更新

[①チャット機能とはなんですか？](#)

② yyyyy@yyyyy.co.jp 2026年1月16日 14:00

先ほどお伝えした申請書の修正点は下記になります。〇〇保健所 〇〇

② yyyyy@yyyyy.co.jp 2026年1月16日 14:01

画像：指摘箇所

② 〇〇 〇〇(自分) xxxxx@xxxxx.co.jp 2026年01月16日 14:04

こちらお電話でお伝えたとおり申請書について修正いたしました。

② 〇〇 〇〇(自分) xxxxx@xxxxx.co.jp 2026年01月16日 14:04

画像：更新版

メール通知先  
 通知しない  フォルダの権限を持つすべてのユーザー  メールアドレス指定

チャットを入力 +

コメント機能を利用したやりとり

## ②電子ロッカー機能を活用したやりとり

電子ロッカーの共有方法は、利用者の属性や利用目的に応じて使い分けることが可能。  
以下の3つの方法から適切な共有手段を選択することで、利便性とセキュリティのバランスを確保。

#	共有方法	特徴
1	GビズIDで指定する	<p>事業者や士業者等の利用を想定。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• GビズIDでログインするため、自身がアクセス権限を持つフォルダを自組織、他組織問わずシームレスに遷移可能。</li><li>• 当該方式でアクセスしたユーザーは本人確認済みのGビズIDで識別される。</li><li>• 本人確認が確実で、士業者等と継続的なやりとりにも適している。</li></ul>
2	メールアドレスで指定する	<p>GビズIDを未保有の行政機関等の利用を想定。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 特定のメールアドレスを持つユーザーに対して共有。</li><li>• 受け取り側が、フォルダにアクセスしようとする時、メールアドレスにワンタイムコードが送信され、確かにそのメールアドレスを保有している者かどうかを確認。</li></ul>
3	URLとPWを伝えて共有する	<p>GビズIDの有無にかかわらず、より手軽な利用を想定。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• メールアドレスを特定できない相手への共有時に想定。</li></ul>

## ②電子ロッカー機能の活用例（消費者庁のフードバンク認証※）

消費者庁では、2026年4月からフードバンク認証制度をスタートする。本制度は、2024年に「食品寄附等に関する官民協議会」にて策定された「食品寄附ガイドライン」に示された遵守事項の適合性を第三者が評価するという仕組み。

### フードバンク認証制度（案）

参考資料1

※2026年4月から運用開始予定

※R7年度実証事業、R8年度スタート

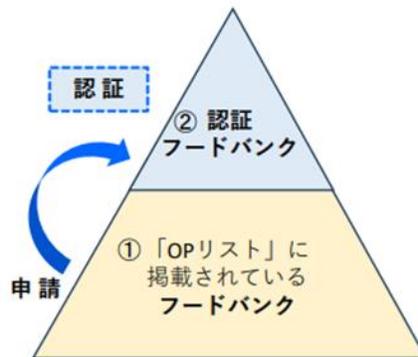
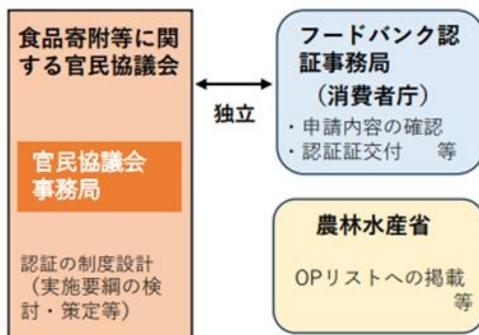
#### <目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附の拡大につなげることを目的とする。

#### <概要>

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申告し、一定の手続きを経て「フードバンクオープンリスト（仮称）」（以下「OPリスト」という。）に掲載後、公表。
- ② ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインを基に作成された審査基準に則り、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

#### 認証制度のイメージ



#### 認証制度の具体的内容・手続

審査基準を遵守しているかについての回答を証憑とともにフードバンク認証事務局に提出。内容・関係書類等の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っているものを認証。

#### 認証制度の前提となる自己申告

農林水産省の掲載規程に定める手続に則り、自己申告を行ったフードバンクをOPリストに掲載。

#### 審査基準の主な項目

1. 入庫時の確認事項
  - ① 食品情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）把握と記録
  - ② 受け取った食品の状態の確認
2. 保管時の確認事項
  - ① 施設設備の衛生管理
  - ② 食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
3. 提供時の確認事項
  - ① 提供食品の状態の確認
  - ② 提供食品の情報の伝達・管理
4. 体制・ガバナンスに関する確認事項
  - ① 提供食品の転売等の禁止、提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
  - ② 提供食品による事故に備えた保険加入
  - ③ 提供食品に係る事故発生時における対応

#### <認証作業イメージ>



## ②電子ロッカー機能の活用例（消費者庁のフードバンク認証※）

「食品寄附等に関する官民協議会」で策定した「フードバンク認証制度実施要綱」に基づき、フードバンクは、フードバンク認証事務局へ電子申請を行う。電子申請に当たっては電子ロッカー機能を利用し申請書類のやり取りを行う。また、フードバンク認証事務局が行う認証証の発行についても、電子ロッカー機能を利用する。

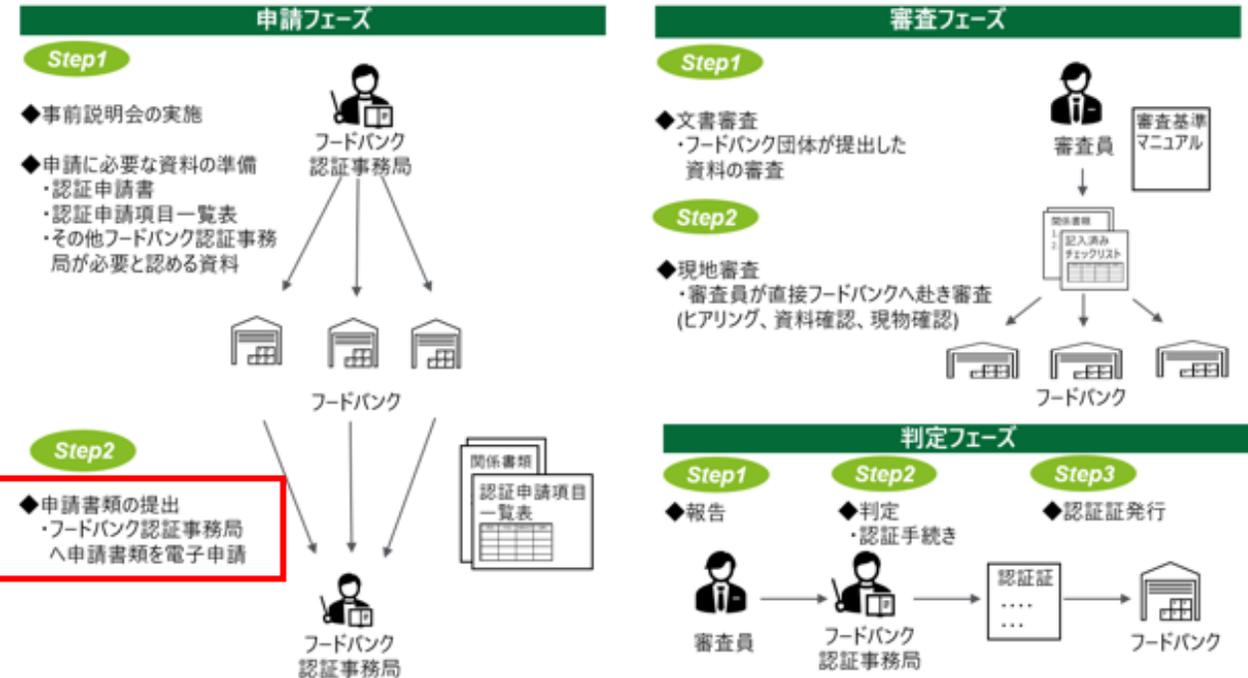
※2026年4月から運用開始予定

フードバンク認証の申請書類等について、電子ロッカーを活用し電子申請及び申請後の申請書類等のやり取りを行う。



フードバンク認証制度では、フードバンク認証事務局が申請書類の確認を行い、適合性を審査し、最終的に認証可否を判定することを予定している

認証制度の審査と判定の仕組み（予定）

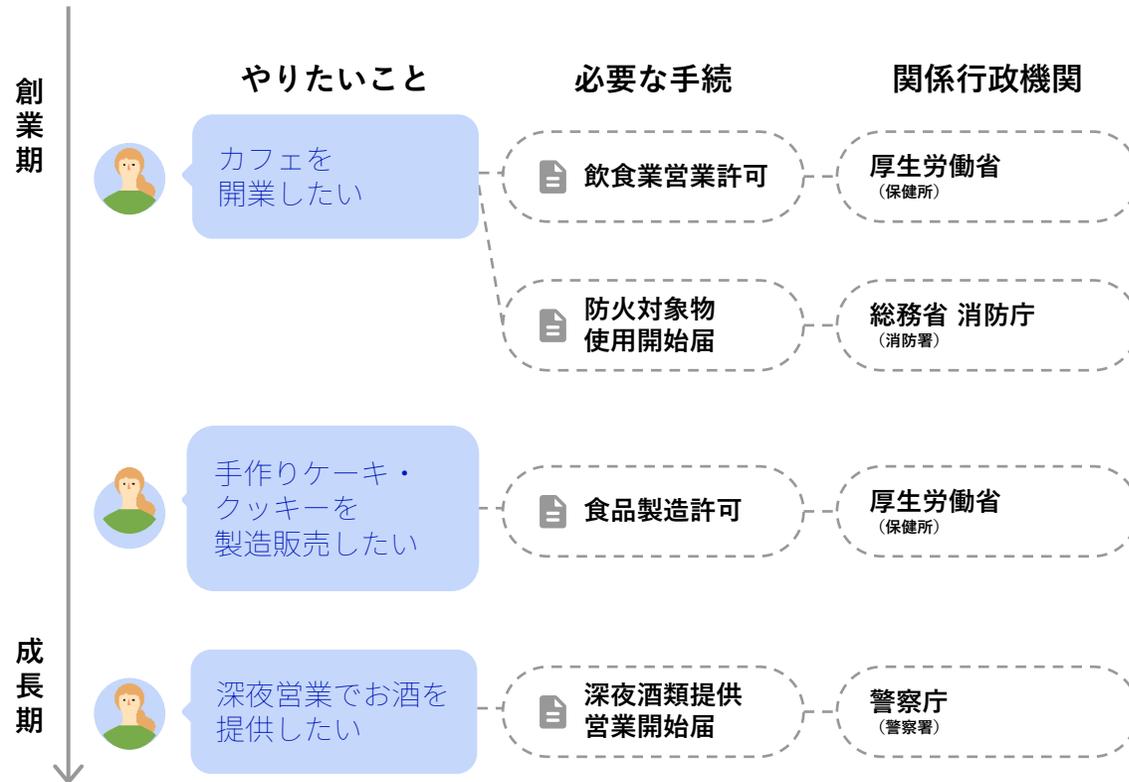


© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

### ③ 手続ジャーニー | 特徴

やりたいことに合わせた一連の手続が一か所で見つかる・分かる

カフェ開業に関連する手続と関係する行政機関のイメージ



解説と  
リンクの  
一覧化



カフェ開業での手続ジャーニーのイメージ

**カフェ開業のジャーニー**  
事業開始

カフェを開業するために必要な一連の手続きをサポートします。営業許可から税務届出まで段階的にご案内します。

**あなたの状況**  
お茶の水歩（あゆみ）さんは長年の夢だったカフェを開業したいと考えています。カフェの前にある歩道にオープンテラスを作って賑やかなお店にしたい。夜の部はお酒メインでゆったりと営業をするつもりです。自家製ジャムの販売もしようかな？と想像が膨らみます。

早速、開業のための手続を進めてみましょう！

### ③Gビズポータルの最初の手続ジャーニー（アルファ版では以下の3つ手続）

カフェ開業手続（例）	関係行政機関
飲食業営業許可	厚生労働省（保健所）
防火対象物使用開始届	総務省消防庁（消防署）
手作りケーキ・クッキーの製造・販売開始（食品製造許可）	厚生労働省（保健所）
深夜酒類提供営業開始届	警察庁（警察署）

地方でカフェを創業する。最初は昼間のカフェ営業だが、地域の農産品を使ったケーキやクッキーの製造・販売、その後、深夜のカフェバー営業等に手を広げていく。

フードバンク認証手続（例）	関係行政機関
フードバンク認証	消費者庁（フードバンク認証事務局）

食品を提供する企業等とこども食堂等を仲介するフードバンクが、フードバンク認証を受ける。食品を提供する企業等からの食品寄附量の増加を図る。

創業手続（例） ※株式会社設立	関係行政機関
特定創業支援等事業（講座の実施／証明書の発行）	中小企業庁・中小機構・東京都
創業補助金	自治体等
48時間定款認証※要件あり	法務省（公証人役場）
72時間法人登記※要件あり	法務省（法務局）
法人設立届、青色申告等	国税庁（税務署）
地方税に関する法人設立届出	総務省自治局（自治体）
社会保険（労災・年金・雇用保険等）	厚生労働省（年金事務所等）

子育てを機に地元に戻る。最初は個人として仕事を受託していたが、次第に地元の友人とともに規模を大きくしていく。

# ③ 手続ジャーニー (カフェ開業)

手続ジャーニー機能では、利用シーンに応じて必要な手続を一覧で案内する。本機能の特徴として、制度所管省庁を問わず複数の手続が一連の流れで示されており、利用者が迷わず必要な手続を進めることが期待できる。以下は、カフェ開業の例。

## カフェ手続のジャーニー

事業開始

カフェを開業するために必要な一連の手続をサポートします。営業許可取得の手続から関連する届出の手続までを段階的にご案内します。

**あなたの状況**

お茶の水 歩（あゆみ）さんは長年の夢だったカフェを開業したいと考えています。お昼の部は手作りのケーキやクッキーを提供し、夜の部はお酒メインでゆったりと営業をするつもりです。また、お店でも提供しているクッキーの通信販売もしようかな？と想像が膨らみます。

早速、開業のための手続を進めてみましょう！

カフェ開業の手続ジャーニー画面イメージ①

## 🟢 詳細な手続の流れ

### 1 飲食店（食品衛生法）の営業許可

歩さんが考えているカフェを開業するには、食品衛生法における営業許可を取得する必要があります。営業に必要な許可や、取り扱う食品の提供方法、種類により異なります。営業許可を得るには、各自治体が定めた施設基準に適合した施設をつくる必要があります。



作業時間：1か月

#### 具体的な作業項目

#### 🟢 営業許可（飲食業）

食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業に関する許可です。書類提出後に施設検査です。書類提出後に各保健所の施設検査があります。検査の結果施設基準に適合していることが確認ら、営業許可証が交付されます。

【事前相談】 営業施設は、施設基準が求められています。基準を満たす設置設備が必要になるため構想をした時点で保健所に相談しましょう。また、施設の工事着工前には、設計図上、各保健所に相談すると具体的に相談がスムーズです。

【期限】 設備設置工事がほぼ完成し、検査が可能な状態になった段階で申請（オープン予定日から逆算して1~2週間前目安）

【提出先】 管轄の保健所

【申請手段】 食品衛生申請等システム又は管轄の保健所に持参

【許可の有効期限】 5年を目途（更新制）※詳細は管轄の保健所に確認ください。

【リンク先】 [食品衛生申請等システム](#)

#### 🟢 食品衛生責任者

食品衛生法の営業許可を取得する場合に営業者は、当該施設又はその部門ごとに、当該食品取扱者及び関係者のうちから食品衛生責任者を定めなければなりません。有資格者がいない場合は、営業者本人が選任予定の者が養成講習会を受講し、食品衛生責任者の資格を取得してください。詳細は[こちら](#)。

【対象者】 営業者又は、営業者が施設又は部門ごとに選定した従業員等

【資格要件】 都道府県知事等が実施する食品衛生責任者養成講習会の受講修了者又は食品衛生監視員・食品衛生管理者の資格要件を満たす者や衛生関係法規に基づく資格を有する者（栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士）等

【衛生責任者養成講習会】 都道府県等自らが開催するか、都道府県等から指定された者が実施

【リンク先】 [食品衛生責任者](#)

### 2 防火対象物使用開始届

歩さんは素敵な物件を店舗として借りました。この店舗が火災に対して安全確保がとられている点について、消防署に防火対象物使用開始届が必要です。

作業時間：10日程度

#### 具体的な作業項目

#### 🟢 防火対象物使用開始届の提出

建物や建物の一部をこれから使用しようとする場合に必要となる届出です。届出後、使用を開始する前に消防署の検査を受ける必要があります。建物の構造や用途、消防用設備の状況を把握し、火災予防や避難対策が適切かどうかを確認されます。

【期間】 使用開始の7日前まで

【提出先】 管轄の消防署

【届出様式記入例・添付書類】

・届出書記入例



・添付書類

1. 店舗の平面図（設置図・平面図）

2. 使用開始

3. 消防部署

4. その他

🟢 セント

届出内容によ

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

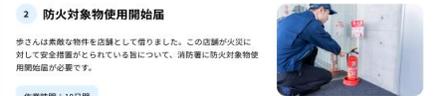
い

い

い

い

い



歩さんは素敵な物件を店舗として借りました。この店舗が火災に対して安全確保がとられている点について、消防署に防火対象物使用開始届が必要です。

【期間】 使用開始の7日前まで

【提出先】 管轄の消防署

【届出様式記入例・添付書類】

・届出書記入例

・添付書類

1. 店舗の平面図（設置図・平面図）

2. 使用開始

3. 消防部署

4. その他

🟢 セント

届出内容によ

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

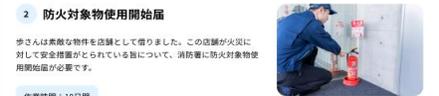
い

い

い

い

い



歩さんは素敵な物件を店舗として借りました。この店舗が火災に対して安全確保がとられている点について、消防署に防火対象物使用開始届が必要です。

【期間】 使用開始の7日前まで

【提出先】 管轄の消防署

【届出様式記入例・添付書類】

・届出書記入例

・添付書類

1. 店舗の平面図（設置図・平面図）

2. 使用開始

3. 消防部署

4. その他

🟢 セント

届出内容によ

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

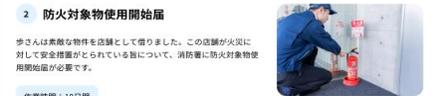
い

い

い

い

い



歩さんは素敵な物件を店舗として借りました。この店舗が火災に対して安全確保がとられている点について、消防署に防火対象物使用開始届が必要です。

【期間】 使用開始の7日前まで

【提出先】 管轄の消防署

【届出様式記入例・添付書類】

・届出書記入例

・添付書類

1. 店舗の平面図（設置図・平面図）

2. 使用開始

3. 消防部署

4. その他

🟢 セント

届出内容によ

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

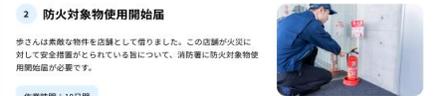
い

い

い

い

い



歩さんは素敵な物件を店舗として借りました。この店舗が火災に対して安全確保がとられている点について、消防署に防火対象物使用開始届が必要です。

【期間】 使用開始の7日前まで

【提出先】 管轄の消防署

【届出様式記入例・添付書類】

・届出書記入例

・添付書類

1. 店舗の平面図（設置図・平面図）

2. 使用開始

3. 消防部署

4. その他

🟢 セント

届出内容によ

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

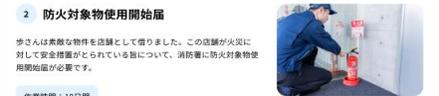
い

い

い

い

い



歩さんは素敵な物件を店舗として借りました。この店舗が火災に対して安全確保がとられている点について、消防署に防火対象物使用開始届が必要です。

【期間】 使用開始の7日前まで

【提出先】 管轄の消防署

【届出様式記入例・添付書類】

・届出書記入例

・添付書類

1. 店舗の平面図（設置図・平面図）

2. 使用開始

3. 消防部署

4. その他

🟢 セント

届出内容によ

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

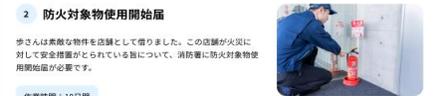
い

い

い

い

い



歩さんは素敵な物件を店舗として

### ③ 手続ジャーニー（創業（株式会社設立））

手続ジャーニー機能では、利用シーンに応じて必要な手続を一覧で案内する。本機能の特徴として、制度所管省庁を問わず複数の手続が一連の流れで示されており、利用者が迷わず必要な手続を進めることが期待できる。以下は、創業の例。



## 創業のジャーニー

起業支援
普通
🕒 約3-4ヶ月

新しく事業を始める方向への創業支援手続きです。創業について知るところから、実際の法人設立、各種届出まで必要なアクションをガイドします。

**あなたの状況**

会田創子さんは、IT企業で培った経験を生かしながら、ライフステージの変化に合わせて働き方を見直してきました。子育てが一段落したころ、「もう一度、自分の力を試してみたい」と感じ、かつての同僚の誘いをきっかけに、法人を立ち上げることを決意。自分のペースで働ける新しい形を模索しています。

しかし、いざ創業に向けて動き出すと、国や自治体に対する各種手続きや、事業運営に必要な準備が想像以上に多いことに気づきました。そこで創子さんと一緒に、無理なく確実に創業の手続きを進めていきましょう。



創業の手続ジャーニー画面イメージ①

✔ 詳細な手続の流れ

**0 創業の準備**

創業を進めるにあたり、創子さんは「何から始めればよいかわからない」「ビジネス全般への理解を深めたい」と感じています。さらに、どこに相談すればよいのか、誰にアドバイスをもらえばよいのか、そして最初の一步として何に取り組めばよいのかといった点にも不安を感じています。創業に向けた疑問や悩みをしっかりと解消し、創業の基礎から実践的な手続まで進めていきましょう。

作業時間：1週間

**具体的な作業項目**

- ① 創業に向けた情報を収集
 

創業に必要な基礎知識を身につけるために、各種セミナーやガイド資料など「特定創業支援等事業」のセミナーでは、創業に関する体系的な知識を得られる4学ぶことができ、創業準備を進めるうえで大きな助けとなります。自治体により異なることもあるため、創業予定地の自治体が発行する支援内容を確認する。
- ② 事業内容、コンセプト、創業する場所や設備等の事業計画の事前相談を進めながら、どのような事業を行うのか、誰にどのような知識を得たいかを整理します。また、創業する場所や必要設備、設備費、固定費の見込みを立てます。事業計画を明確にすることで、創業後の方向性が変わり、スムーズに進められるようになります。
- ③ 専門家や創業支援窓口へ相談
 

事業計画を形にしていく過程では、専門家や創業支援窓口へ相談することが必要です。認定支援機関、中心事業所などと相談することで、手続きの優先順位を明確にできます。また、補助金や融資などの制度の活用に関するアドバイスを受けることができます。

④ ヒント

創業支援セミナーを受講する自治体によって、その際に利用できる補助金や税優待があります。特に「特定創業支援等事業」の対象となるセミナーかどうか事前に必ず確認しましょう。

また、創業準備を進めるなかで不明点や相談が難しい場合に直接することも自治体の創業支援窓口、商工会、商工会議所、専門士業（税理士・社労士・弁士）と相談してください。

【リンク】

- ・自治体創業支援窓口検索：創業・創業に関する情報や専門家検索をします
- ・日本商工会議所：お近くの商工会議所の情報を検索できます
- ・全国商工会連合会：お近くの商工会の情報を検索できます

～TOKYO創業ステーション/TOKYO創業ステーションTAMAとは～

注：本施設は、東京都内の創業に携わっている方が、メンバー登録の上でHP上の利用規約及び施設利用規約をご確認ください。

本施設は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する創業支援施設 TOKYO創業ステーションは其の内に、TOKYO創業ステーションTAMAは1階相談窓口やイベント、交流会など、数多くの支援メニューをご用意しています

- ・ポイント：東京創業ステーションの魅力
- ・施設に立ち上るイベントをほぼ毎日開催
- ・様々な種類の創業相談室や専門室等による相談窓口を設営
- ・サービスは原則無料で実施（一部を除く）
- ・創業の段階に応じた様々なメニューを用意

これから創業を目指す方にとって、安心し最初の第一歩を踏み出せるひとりで過ごしてください。

東京創業ステーション / TOKYO創業ステーションTAMA

**1 創業セミナーを調べる**

創業をする上で、創子さんはビジネス全般の理解を深めたいと思い創業セミナーを調べました。特に、特定創業支援等事業の対象となるセミナーは自治体や創業支援向けに実施する支援制度で、ビジネスについて勉強しながら、各種優遇措置を受けられます。まずは特定創業支援等事業について知りましょう。

作業時間：1週間

**具体的な作業項目**

- ① 受講する創業セミナーの選択
 

受講する創業セミナーを選択します。創業に関する各種情報を得ることが出来るほか、創業計画の作成を行うことが出来るセミナーもあります。なお、自治体によって名称が異なる場合があります。
- ② 創業セミナーの受講
 

受講資格はセミナー等を受講し、経営・財務・人材育成・事業戦略の4分野を学習します。セミナー等の受講が特定創業支援等事業の証明書発行申請の要件です。
- ③ 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の受領
 

特定創業支援等事業を受けて、証明書を取得することで各種優遇措置を受けられる場合があります。証明書の交付申請をしましょう。なお、証明書の有効期限については、自治体にご確認ください。
- ④ 創業に関する優遇措置の享受
 

特定創業支援等事業を受けたことの証明書を掲げて下記のような優遇措置を受けられます。自治体によっては独自で創業補助金の授与や優遇措置を実施している場合もあります。

【特定創業支援等事業による優遇措置の例】

  - 創業・法人登記の登録免許税の軽減（株式会社・合同会社ともに資本金0.7%～0.15%）
  - 日本政策金融公庫による貸付利率の引き下げ
  - 信用保証協会の創業期連帯保証の利率対象期間の拡大
  - 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞が申込対象

⑤ ヒント

- ・「特定創業支援等事業」のセミナー等は、自治体によって名称やプログラム内容が異なることもあるため、創業予定地の自治体が発行する支援内容を確認しましょう。
- ・また、特定創業支援等事業を受けたことの証明書の受領は電子ロッカーも送信しましょう。
- ※電子ロッカーは、デジタル庁が提供するG2Sポータルシステムの機能の一つで、事業者が書類をオンライン上に保存し、支援者や土壌等との事前相談や修正依頼等を効率的にやり取りできます。

創業の手続ジャーニー画面イメージ②

### ③ 手続ジャーニー（フードバンク認証）

手続ジャーニー機能では、利用シーンに応じて必要な手続を一覧で案内する。認証申請書などのファイルについては、前述の電子ロッカー機能でのやり取りが可能に。以下は、フードバンク認証の場合の例。

## フードバンク認証のジャーニー

社会貢献

フードバンク認証制度に認証申請するための一連の手続をサポートします。

#### あなたの状況

鈴木 美智子さんは、5年前にフードバンクを設立しました。

より活動範囲を広げるためには社会的信頼が必要と感じ、フードバンク認証事務局である消費者庁が実施するフードバンク認証制度に興味を持ちました。



フードバンク認証の手続ジャーニー画面イメージ①

**フードバンク認証のジャーニー**

フードバンク認証制度に認証申請するための一連の手続をサポートします。

**あなたの状況**  
鈴木 美智子さんは、5年前にフードバンクを設立しました。より活動範囲を広げるためには社会的信頼が必要と感じ、フードバンク認証事務局である消費者庁が実施するフードバンク認証制度に興味を持ちました。

**詳細な手続の流れ**

- フードバンクオープンリストへの登録**  
美智子さんのフードバンク活動を目的のホームページでも、食品供給拠点が登録するフードバンクオープンリストへ登録します。登録料を定額（登録料）と特別費用にフードバンクオープンリストの掲載費を含みます。申請書の提出を完了します。申請書提出後、1週間程度、審査が行われます。
- 事前説明会への参加**  
フードバンク認証制度に認証申請するにあたって美智子さんの状況がどうなるかを、事前説明会で確認させていただきます。認証料を定額について説明いたします。
- 認証申請書の作成**  
いよいよ認証申請書の作成です。美智子さんにとって、この手続を行うのは初めてです。電子ロッカーを活用して、書類を提出していきましょう。

**具体的な作業項目**

- ① 事前説明会への登録  
申請に当たっては、事前説明会への参加が必要です。リンクから事前説明会を行ってください。  
【提出】事前説明会参加申込書  
【提出】事前説明会参加申込書  
【提出】事前説明会参加申込書  
【提出】事前説明会参加申込書
- ② 事前説明会への参加  
登録料に定額を申し込んでください。  
【提出】事前説明会参加申込書
- ③ セント  
認証申請書の提出後、1週間程度、審査が行われます。

フードバンク認証の手続ジャーニー画面イメージ②

**認証申請書の提出と荷物運送**

認証申請書の提出後、1週間程度、審査が行われます。認証申請書の提出後、1週間程度、審査が行われます。認証申請書の提出後、1週間程度、審査が行われます。

**具体的な作業項目**

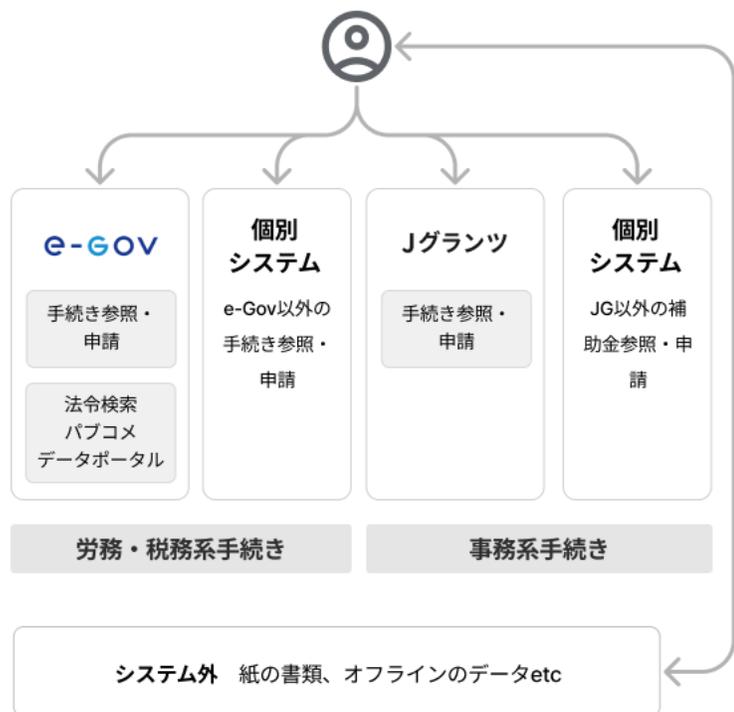
- ① 認証申請書の提出  
認証申請書の提出後、1週間程度、審査が行われます。
- ② 送料  
認証申請書の提出後、1週間程度、審査が行われます。

# GBizポータルと周辺サービスとの役割整理まとめ（案）

※現時点でのイメージ

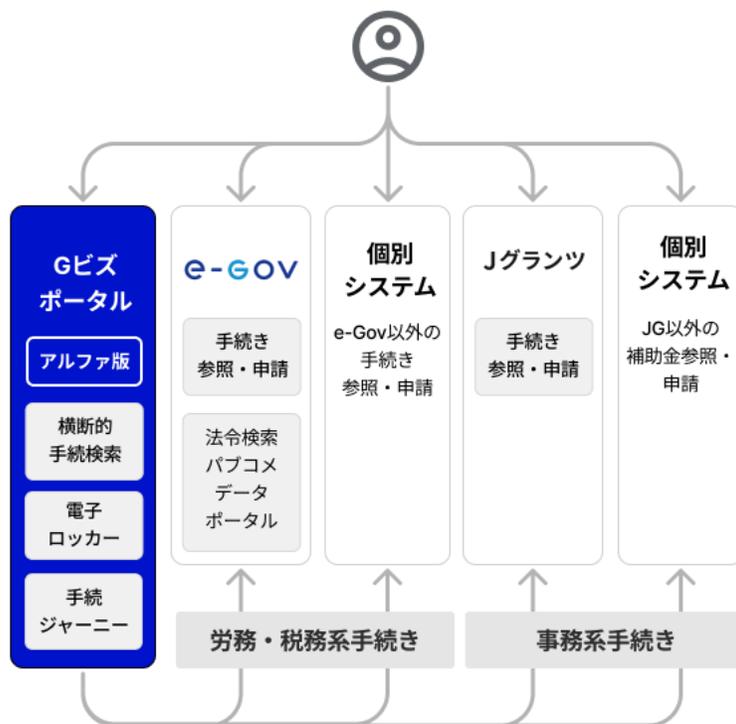
現在

各システムでそれぞれ認証・手続き検索から申請まで行っている



2025年度（R7年度）

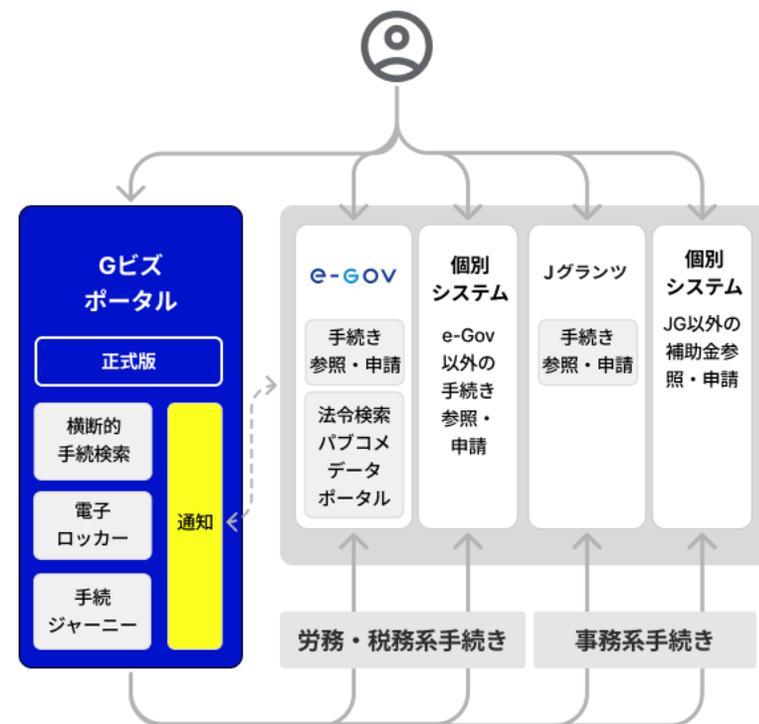
GBizポータルが手続きの参照・検索・準備作業を一元管理  
 手続情報をまずは参照しやすくする。



申請自体は各サービスで行う

20xx年度（Rxx年度）

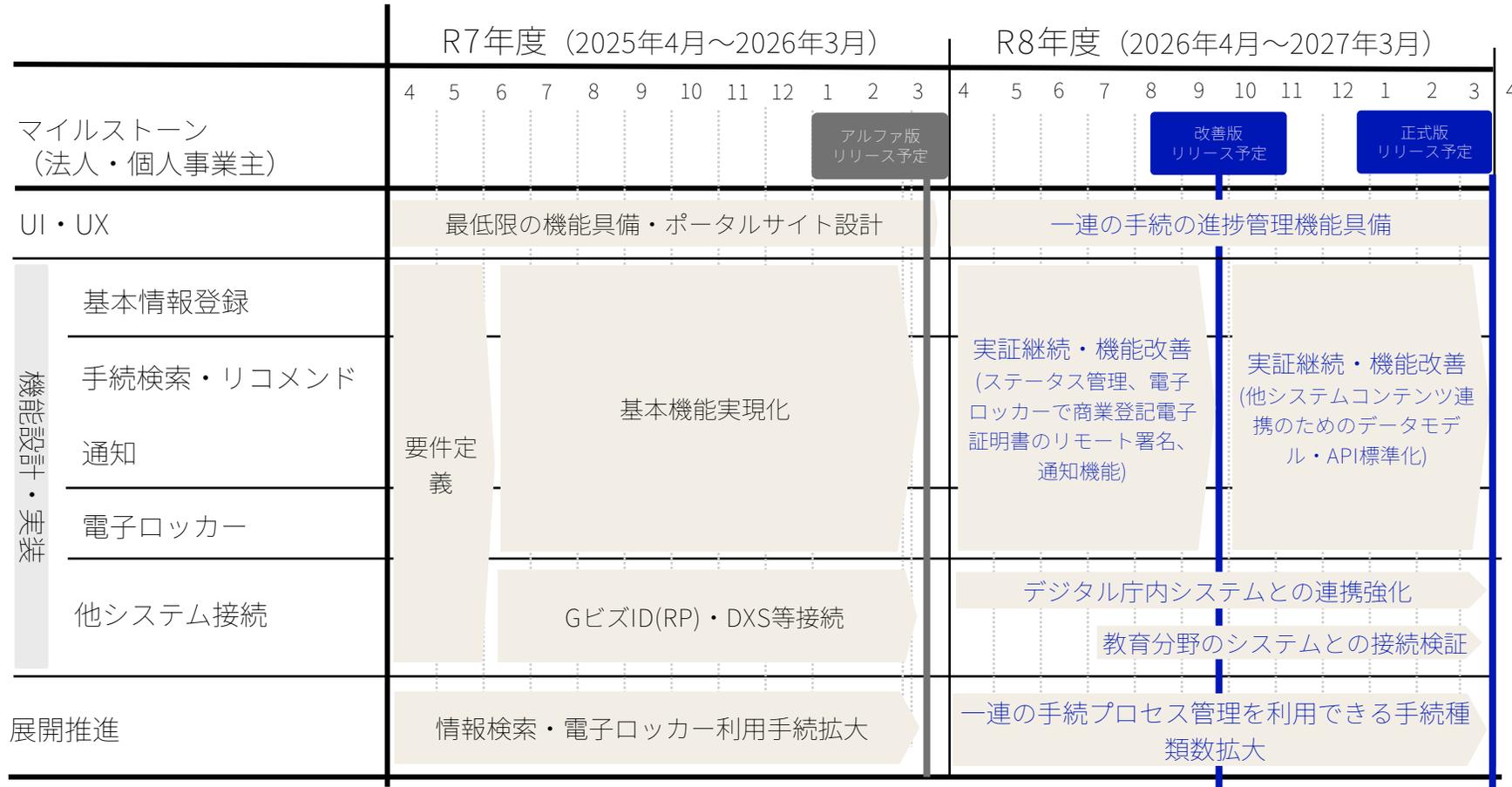
通知機能を設けて書類提出前後のステータス管理をGBizポータル  
 内で行えるようにする。申請手続における「窓口」を一括で担える  
 「案内所」としての役割を強化する。



申請情報を通知機能を介して連携し手続きの進捗管理を行う

# 令和8年度サービス開発に向けた取り組み（案）

令和7年度末、基本機能を具備したGビズポータルアルファ版をリリース予定。実証に必要な機能の具備にScopeを絞り実現する。令和8年度は実証で得られた知見をもとにした改善と、本格稼働に向けて利用シーンの拡大、Jグランツ等デジタル庁内システムとの連携強化をすすめる。



# G Bizポータルについての情報発信

デジタル庁Webサイト（政策） \*1

YouTube（デジタル庁チャンネル） \*2,\*3



※1:G Bizポータル | デジタル庁

※2:G Biz ID取得編: <https://www.youtube.com/watch?v=a84oOfZ6S40>

※3:G Bizポータル（電子ロッカー）紹介編: [https://www.youtube.com/watch?v=iclVuuk\\_eo8](https://www.youtube.com/watch?v=iclVuuk_eo8)

**デジタル庁**  
**Digital Agency**